

1 令和3年度、令和4年度 成年後見推進事業の実施状況について

1. 1 成年後見推進事業の概要について

(1) 久留米市成年後見センターの運営事業

- ① 成年後見制度の利用に関する助言等の総合相談対応
- ② 成年後見制度に関する手続き等の相談・助言等の支援
- ③ 制度の普及啓発（講演会、出前講座等）
- ④ 市民後見人養成講座修了者の適正な活動支援のための支援体制の構築
- ⑤ 受任調整業務
- ⑥ 後見人等支援
- ⑦ その他、成年後見センターの運営に関し必要な事業

(2) 市民後見人活動支援事業

福岡家庭裁判所後見センターから発出された通知に基づき、令和3年度に「久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新等要領」を「久留米市市民後見人養成講座修了生名簿登録・更新等要領」に名称変更し、市民後見人養成講座修了者名簿の要領として整理した。また、新たに市民後見人候補者の登録等を定める「久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新等要綱」を制定した。

久留米市社会福祉協議会や、福岡家庭裁判所久留米支部と協議し、久留米市における市民後見人選任の流れを整理する。また、従来通りフォローアップ研修を実施した。

(3) 成年後見制度普及・啓発事業

市民、介護保険事業者等を対象とした成年後見制度に係る講演会を実施した。

(4) 久留米市成年後見推進協議会の開催

成年後見制度利用促進に関する協議・検討を行う。

- ① 地域連携ネットワーク・中核機関のあり方に関すること
- ② その他、成年後見制度利用促進に関すること

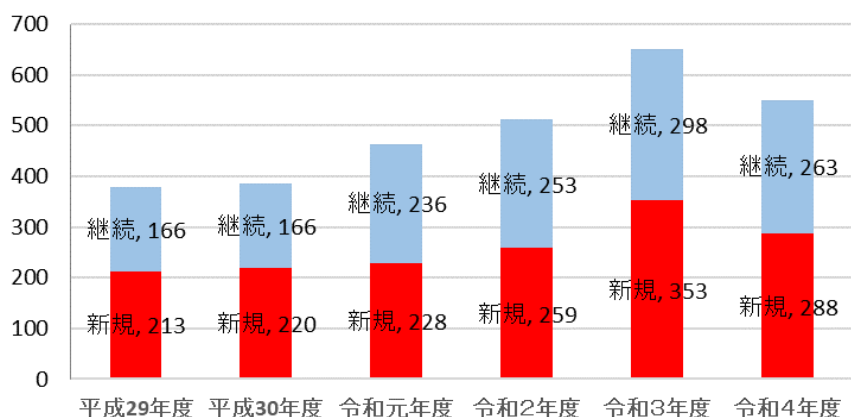
(5) 久留米市成年後見制度受任調整会議の開催

成年後見制度利用者がメリットを実感できる後見人等が選任されるように、申立の妥当性やあり方、求められる業務、本人との相性等を検討する。

1. 2 成年後見推進事業実績について

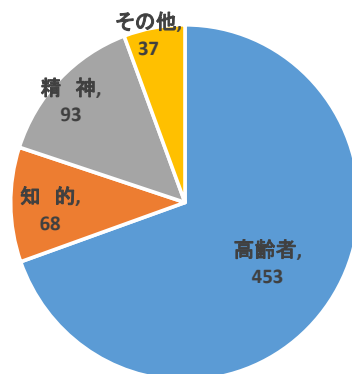
(1) 久留米市成年後見センター実績

①年度別相談延べ件数推移

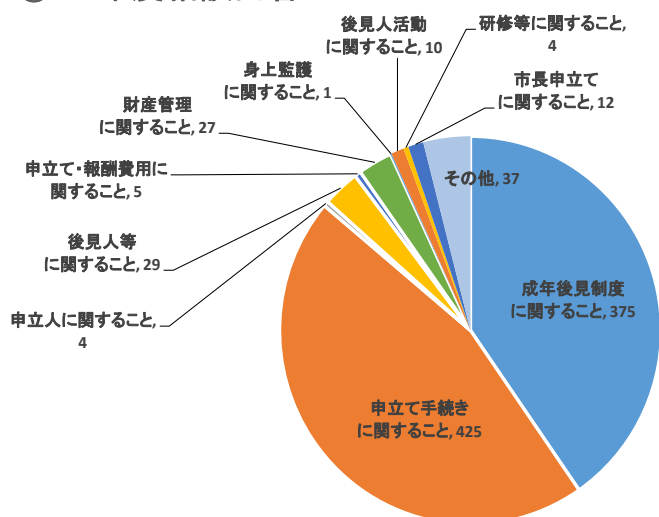


※令和4年度は12月末時点の実績

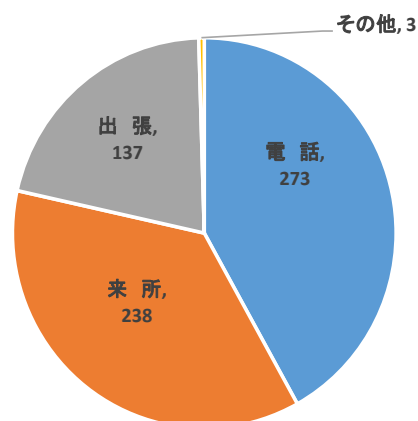
②R3年度対象者



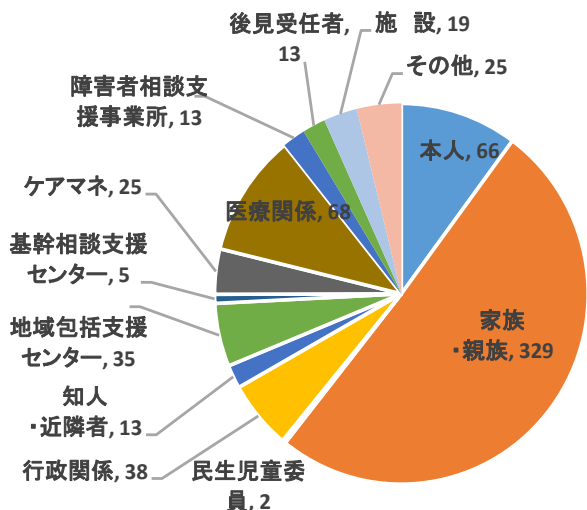
③R3年度相談内容



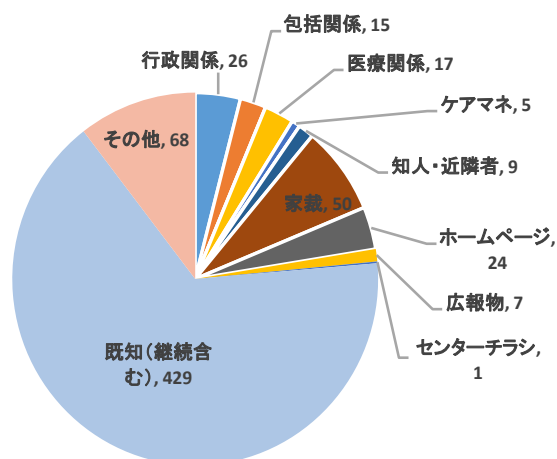
④R3年度相談形態



⑤R3年度相談者

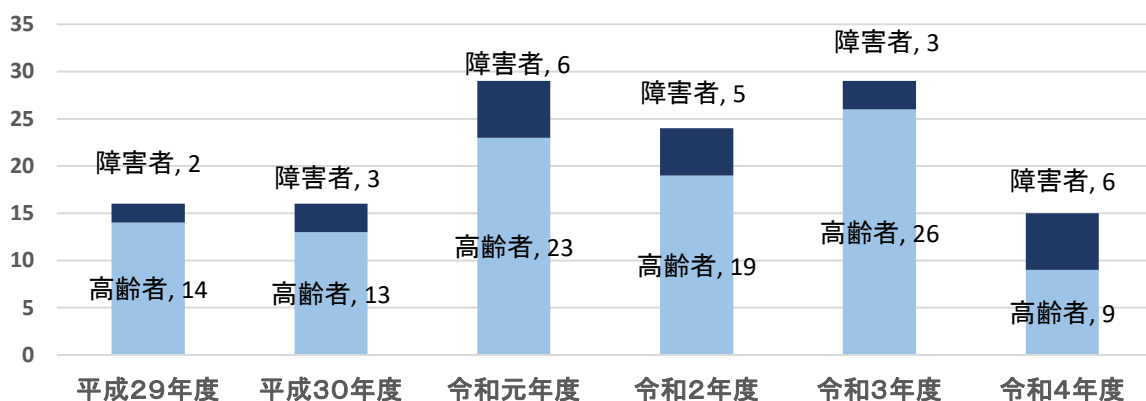


⑥R3年度相談経緯



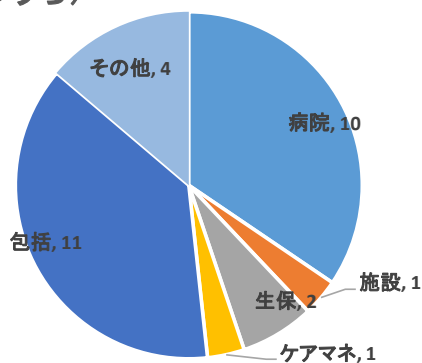
(2) 久留米市成年後見制度利用支援事業実績

①年度別市長申立件数推移

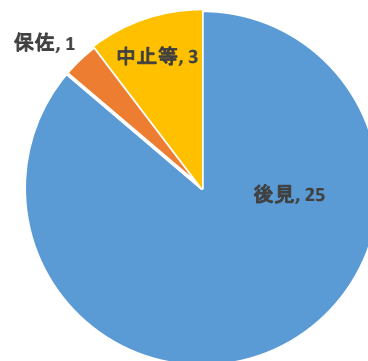


※令和4年度は12月末時点の実績

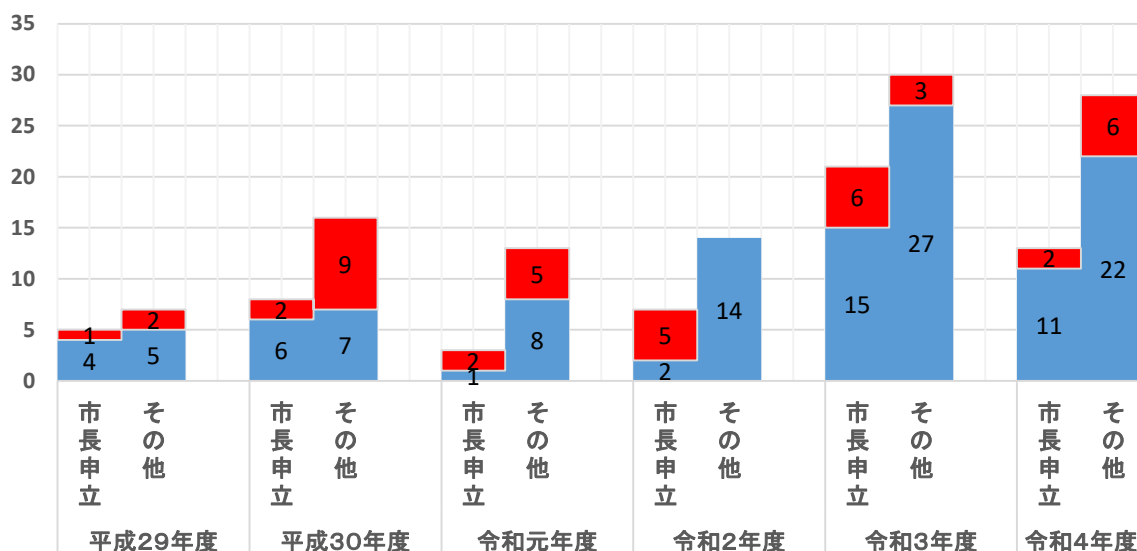
②R3年度市長申立相談元 (29件のうち)



③R3度市長申立類型割合



④年度別利用支援事業申請件数(報酬補助)



※その他は、本人申立・親族申立・他市町村長申立等

※グラフ下段：交付件数、グラフ上段：不交付件数

※令和4年度は12月末時点の実績

⑤年度別利用支援事業申請件数(申立費用補助)

5



※令和4年度は12月末時点の実績

(3) 市民後見普及啓発事業(講演会)実績

① 周知方法

ア チラシ配布

市役所、各総合支所、各市民センター、各校区コミュニティセンター、各地域包括支援センター、地区社会福祉協議会会長会、校区民生委員・児童委員会会長会、介護福祉サービス事業者協議会会員等

イ 市広報紙『広報くるめ』及び市社協広報紙『くるめ福祉』掲載、地域福祉課各コーディネーターへ周知協力依頼(ふれあいの会班長会等)

ウ 市・社協ホームページで掲載、令和4年度は久留米市LINEにて配信

② 令和3年度実績

回	日時/会場	テーマ / 講師名	対象者	参加者数
1	令和3年11月19日(金) 10時00分~11時30分 久留米市総合福祉センター2階	「暮らしと財産を守る成年後見制度」 講師：社会福祉士 池田 将樹氏	市民 事業所等	28人
2	令和3年12月10日(金) 18時00分~19時30分 久留米市総合福祉センター2階			14人
3	令和4年1月30日(日) 10時00分~11時30分 久留米市総合福祉センター2階			12人
			延べ	54人

③ 令和4年度実績

回	日時/会場	テーマ / 講師名	対象者	参加者数
1	令和4年11月17日(木) 13時30分～15時00分 久留米市総合福祉センター2階	「自分らしい明日のために ～成年後見制度と終活～」 講師：行政書士 中村 圭一氏	市民 事業所等	30人
2	令和4年12月9日(金) 18時00分～19時30分 久留米市総合福祉センター2階			20人
3	令和5年1月29日(日) 10時00分～11時30分 久留米市総合福祉センター2階			42人
			延べ	92人

※参考 令和元年度実績 計2回開催 延べ48人

令和2年度実績 計1回開催 延べ31人

※令和2年度は3回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回中止とした。

※令和3年度は3回実施したが、新型コロナウイルス感染拡大のため、開催当日に約20名キャンセルとなった。

※令和4年度は久留米市社協ホームページ、Facebookにて講演会の様子を後日動画配信。

(4) 市民後見人候補者活動支援事業（フォローアップ研修）実績

① 令和3年度フォローアップ研修実績

対象者 43人

ア 市民後見人養成講座修了生名簿に登録した者（A群）：34人

イ 市民後見人養成講座修了生名簿に登録解除となった者（B群）：9人

※市民後見人養成講座（平成24～26年度、平成30年度） 修了者数：106名

回	日時	内容	受講者数 (提出者数)
講義①	10月7日(木)	・ 成年後見制度の周辺知識等(1) 講師：司法書士 藤島 多賢氏	11人
	10月16日(土)		16人
講義②	11月10日(水)	・ 成年後見制度の周辺知識等(2) 講師：弁護士 岡田 武志氏	10人
	11月27日(土)		13人
実務①	12月16日(木)	・ 成年被後見人等への支援(事例検討) 講師：社会福祉士 稲吉 江美氏	7人
	12月18日(土)		18人
実務②	1月12日(水)	・ 後見等業務の具体的な実務(多職種・多機関との連携) 講師：社会福祉士 原口 崇氏	8人
	1月22日(土)		13人
延べ参加者数			96人

② 令和4年度フォローアップ研修実績

対象者 38人

ア 市民後見人養成講座修了生名簿に登録した者（A群）：31人

イ 市民後見人養成講座修了生名簿を登録解除となった者（B群）：7人

※市民後見人養成講座（平成24～26年度、平成30年度、令和3年度） 修了者数：107名

回	日時	内容	受講者数 (提出者数)
講義①	10月22日(土)	・ 成年後見制度の周辺知識等(1) 講師：司法書士 藤島 多賢氏	16人
	10月27日(木)		12人
講義②	11月24日(木)	・ 成年後見制度の周辺知識等(2) 講師：弁護士 岡田 武志氏	9人
	11月26日(土)		15人
実務①	12月10日(土)	・ 成年被後見人等への支援(ご本人の意思決定について) 講師：社会福祉士 池田 将樹氏	14人
	12月13日(火)		16人
実務②	1月26日(木)	・ 市民後見人の活動の実際(オンラインにて講義) 講師：名古屋市社会福祉協議会、名古屋市市民後見人	16人
延べ参加者数			98人

③ 市民後見人養成講座修了生名簿登録者状況

(単位：人)

項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成30年度		令和3年度		合計(A群)		参考 登録 解除者 (B群)
	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	登録 者数	増減	
平成27年度	25	-4	15	-2	9	0	—	—	—	—	49	3	4
平成28年度	20	-5	10	-5	10	-1	—	—	—	—	40	-9	10
平成29年度	14	-6	10	0	5	-5	—	—	—	—	29	-11	21
平成30年度	14	0	10	0	5	0	18	—	—	—	47	+18	17
令和元年度	11	-3	8	-2	7	+2	12	-6	—	—	38	-9	12
令和2年度	10	-1	6	-2	6	-1	12	-	—	—	34	-4	9
令和3年度	8	-2	7	+1	5	-1	10	-2	1	+1	31	-3	7

※各年度末の数値

【参考】市民後見人養成講座修了生の活動状況について(令和4年3月末時点)

	久留米市社会福祉協議会			
	日常生活自立支援事業 生活支援員		法人後見支援員	
	登録	実働	登録	実働
1期生 (平成25年度登録)	4	3	2	1
2期生 (平成26年度登録)	4	4	3	2
3期生 (平成27年度登録)	1	1	1	1
4期生 (平成30年度登録)	5	2	1	1
合計	14人	10人	7人	5人

※日常生活自立支援事業生活支援員と法人後見支援員の両方の活動をしている方がいる。

I 報告事項

2 成年後見制度受任調整会議の実施について

中核機関のスキームを検討するため、令和元年12月、令和2年7月及び10月に受任者調整デモ会議を開催するとともに本協議会でも議論を重ね、令和3年6月に開催した第1回成年後見推進協議会や、令和3年7月から8月にかけて行った受任調整に関する3士会及び家裁久留米支部との協議で、意見等いただいた。この意見等を踏まえ、令和3年9月に開催した第2回成年後見推進協議会において再度審議し、中核機関のスキームを決定したところである。

本協議会後は、「久留米市成年後見制度受任調整会議設置要綱」及び「久留米市成年後見制度受任調整会議実施要領」を令和3年11月1日に施行し、令和4年1月に第1回目の受任調整会議を開催し、その後、受任調整会議での審議に該当するケースがある月には開催している。受任調整会議の実施状況については以下のとおり。

○受任調整会議実施状況（令和4年1月～令和4年12月）

開催日	事例	対象者について	受任候補団体		成年後見人等候補者
令和4年1月17日(月)	事例1	・女性 ・現在入所する施設以外での生活の検討が必要	第1候補	法人後見	法人後見 <small>(社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会)</small>
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
	事例2	・女性 ・現在長期入院をしているが今後施設入所の検討が必要	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
令和4年2月15日(火)	事例1	・女性 ・息子による経済的虐待にて措置入所	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
令和4年3月15日(火)	事例1	・男性 ・精神疾患がある妻と在宅生活をしていましたが現在入院中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
令和4年4月19日(火)	事例1	・女性 ・市営住宅で生活していたが、住民票を市内に有したまま市外病院に長期入院中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
令和4年5月17日(火)	事例1	・男性 ・認知症の妻と在宅生活を送っている	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
	事例2	・女性 ・精神疾患があり精神科病院へ長期入院中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	

令和4年6月21日(火)	事例1	・男性(事例2の夫) ・妻と在宅生活を送っていたが、医療保護入院中 ・妻への身体的・心理的虐待を認定	第1候補	福岡県司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
	事例2	・女性(事例1の妻) ・夫による身体的・心理的虐待にて措置入所	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	福岡県司法書士会	
	事例3	・女性 ・精神疾患があり精神科病院へ長期入院中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
令和4年7月19日(火)	事例1	・男性 ・市外の病院に入院し益裁を大切にしている	第1候補	法人後見	法人後見 (一般社団法人 いけだ社会福祉士事務所)
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
	事例2	・男性 ・知人宅で生活していたが救急搬送されている	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	福岡県弁護士会	
	事例3	・女性 ・アパートで独居生活を送っていたが認知症により入院	第1候補	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
令和4年8月16日(火)	事例1	・女性 ・精神疾患があり精神科病院へ長期入院中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	司法書士会	
令和4年9月20日(火)	事例1	・女性 ・先天性聴覚障害がある認知症により独居生活が困難となり、入院中	第1候補	司法書士会	福岡県司法書士会
			第2候補	弁護士会	
	事例2	・男性 ・脳出血により介護老人保健施設に入所中	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
令和4年10月18日(火)	該当事例なし				
令和4年11月15日(火)	事例1	・女性 ・同居の兄の入院で在宅生活が困難となり入院している	第1候補	福岡県社会福祉士会	福岡県社会福祉士会
			第2候補	法人後見	
令和4年12月20日(火)	事例1	・男性 ・精神科病院に長期入院し父名義の財産管理に課題がある	第1候補	司法書士会	司法書士会
			第2候補	福岡県社会福祉士会	
	事例2	・男性 ・精神疾患があり精神科病院へ入院している	第1候補	法人後見	法人後見 (一般社団法人 いけだ社会福祉士事務所)
			第2候補	福岡県社会福祉士会	

審議事例数：19件

II 協議事項

市民後見人選任の選任について

1 市民後見人の養成について

全国的に成年後見人等の受任者は親族が減少傾向、専門職が増加傾向であり、成年後見人等として親族以外の第三者が選任されている状況である。また、成年後見制度利用促進基本計画では、担い手の育成として「今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する」とされている。このため、本市においても市民後見人選任のため環境を整理してきた。

2 市民後見人の選任に向けて

(1) 市が制定する要綱の整理

福岡家庭裁判所後見センターから発出された通知に基づき、令和3年度に「久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新等要領」を「久留米市市民後見人養成講座修了生名簿登録・更新等要領」に名称変更し、市民後見人養成講座修了者名簿の要領として整理した。また、新たに市民後見人候補者の登録等を定める「久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新等要綱」を制定した。

ア 久留米市市民後見人養成講座修了生名簿登録・更新等要領について

市民後見人養成講座を修了し、フォローアップ研修を受講する者について、久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新要領に基づき名簿を作成・管理していたが、平成31年3月31日付福岡家庭裁判所後見センター発出通知で「市民後見人候補者」は、養成研修、フォローアップ研修に加え、法人後見等の実務経験を積むこと、不慮の事故等のための保険加入が必要だと示された。

既存の要領にある「市民後見人候補者」と福岡家庭裁判所後見センターの「市民後見人候補者」を区別するため、市民後見人候補者から市民後見人養成講座修了生に名称変更した。(令和3年11月1日施行)

名簿登録等の要件については、以下のとおり。(従前から変更なし)

(ア) 登録基準

- ・養成講座修了後1年以内であれば名簿登録申請することができる。
- ・名簿登録の更新については、毎年度末に行う。更新要件は、久留米市が実施するフォローアップ研修（ア：講義形式、イ：実務形式）に原則として参加すること。
 - ①講義形式について：年度のうち1回以上受講。
 - ②実務形式について：過去2カ年度のうち1回以上受講。
- ・名簿登録の更新ができない者は、修了生名簿登録解除者とする。
- ・修了生名簿登録解除者のうち、久留米市が実施するフォローアップ研修に参加することで修了生

名簿に再登録を行う。なお、再登録は毎年度末に行う。

- ①講義形式について：年度のうち1回以上受講。
- ②実務形式について：過去2カ年度のうち1回以上受講。

(イ) 登録抹消

- ・過去3カ年度再登録がない者は再登録の資格を失効する。

例1 養成講座修了生名簿登録後最初のフォローアップ研修を受講しなかった場合

	登録初年度	登録後2年目	登録後3年目
フォローアップ研修	未受講＝解除	受講＝再登録	
		未受講	受講＝再登録

例2 養成講座修了生名簿登録何年か後にフォローアップ研修を受講しなかった場合

	受講最終年度	1年目	2年目	3年目
フォローアップ研修	受講＝登録更新	未受講＝解除	受講＝再登録	
			未受講	受講＝再登録

イ 久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新等要綱について

平成31年3月31日付福岡家庭裁判所後見センター発出通知を踏まえ、市民後見人として家庭裁判所に推薦することができる者を登録する名簿の登録要件等を定めた「久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新等要綱」を制定する。

(ア) 登録基準

「市民後見人候補者名簿」には次の①～⑫の登録基準を満たす者が登録の申請ができる。

- ①住民基本台帳法(昭和45年法律第81号)に基づき、久留米市が備える住民基本台帳に記録され、かつ、実際に居住していること、又は久留米市内の事業所に勤務していること。
- ②市民後見人活動を行う意欲があり、同活動を安定的・継続的に実行できる健康状態や生活状態にあること。
- ③社会貢献活動への熱意と高い倫理観を持ち、誠実に後見業務を行うことが出来、成年後見制度の趣旨や後見業務の内容を理解していること。
- ④以下の業務を支障なく遂行できる能力があること。
 - ア 被後見人等の意思を尊重し、被後見人等の日常の状態を確認するために、必要に応じて居宅に訪問し、面談する等の業務
 - イ 被後見人等の財産等の調査及び管理に関する業務
 - ウ 管轄裁判所に提出する報告書、財産目録、収支予定表等の作成業務
- ⑤現に後見人等として選任されていないこと(親族の後見人等となっている場合を除く。)
- ⑥現に成年後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人として選任されていないこと。
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ⑧破産宣告又は破産手続開始の決定を受けたことがないこと。
- ⑨民法(明治29年法律第89号)第847条に規定する後見人の欠格事由に該当しないこと。

- ⑩「久留米市市民後見人養成講座修了生名簿」に登録していること。
- ⑪社会福祉法人久留米市社会福祉協議会が行う、法人後見業務における後見人等業務の支援員としての活動を、1年以上かつ管轄する家裁への定期報告の提出を行うまでの期間継続していること。
- ⑫市民後見人活動開始時に、後見業務に際しての不慮の事故等の損害賠償保険等に加入できること。

(イ) 登録期間

名簿の登録期間は2年。ただし、登録基準を満たさない場合を除き、自動更新。また、現に市民後見人として活動している者は、その活動が続いている間は登録期間を更新することができる。

(ウ) 意向確認

久留米市が、市民後見人候補者として推薦することが適当であると認める市民後見人候補者名簿に登録している者に対して、市が定める様式で受任の意向を確認する。

(エ) 登録抹消

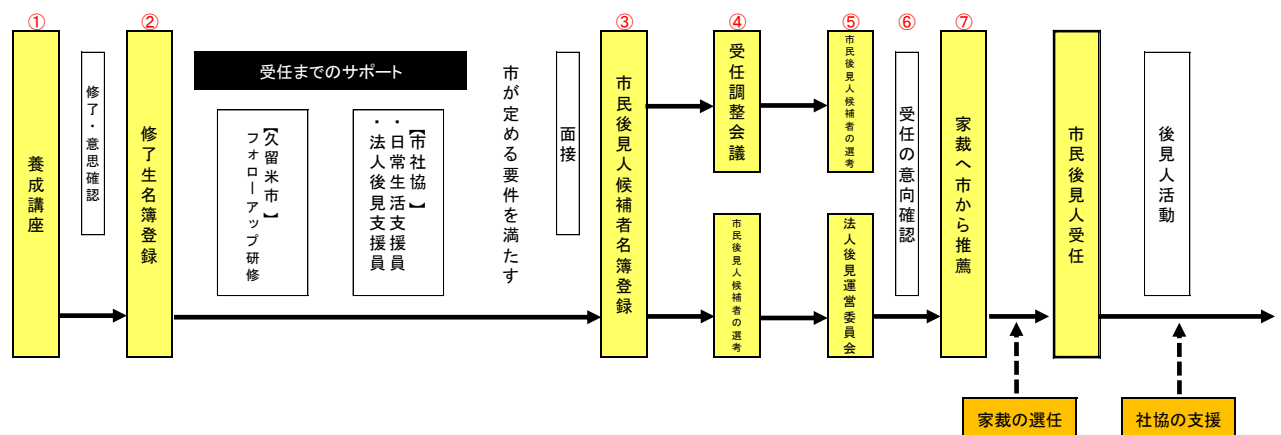
登録基準を満たさない場合または下記の要件のいずれかに該当する場合は市民後見人候補者名簿の登録を抹消する。

- ①名簿登録者の心身の状態等が市民後見人の業務を行うには不安があると認められるとき。
- ②誓約書の内容に違反したとき。
- ③市長の許可なく、市民後見人の名称を使用すると認められるとき。
- ④市民後見人として不適切な行為を行ったと認められるとき。
- ⑤名簿登録者を対象とした研修に、正当な理由なく参加しないとき。
- ⑥その他、市長が登録を抹消する必要があると認めるとき。

(2) 市民後見人選任までの流れ等の整理

令和4年9月に久留米市社会福祉協議会と、10月に久留米市社会福祉協議会、福岡家庭裁判所久留米支部と協議を行った。本市における市民後見人選任の流れ等について次のように考えている。

ア 市民後見人受任までの流れ



- ①市または福岡県社会福祉協議会が主催する市民後見人養成講座を受講する。
- ②市民後見人養成講座受講者は、市民後見人養成講座修了生名簿に登録することができる。

- ③久留米市市民後見人養成講座修了生名簿登録者で、市が定める要件を満たす場合、市に対し、要綱第5条第1項に定める様式（久留米市市民後見人候補者名簿登録確認票等）を提出することができる。
→面接を実施する（要綱第5条第2項に基づき社協は法人後見支援員の活動状況等に関する上申書を提出しなければならない。）
→面接に合格した者を市民後見人候補者名簿に登録する。
- ④市民後見人に適する案件の判断
市民後見人の選任が適するかどうか判断する案件は、市または社協が把握しているケース（市長申立て、社協の法人後見から引き継ぐケース）に限る。家裁からの直接推薦や、すでに専門職や社協以外の法人等からのリレーについては市民後見人の選任を想定しないものとする。
- ⑤市民後見人候補者の選考
受任調整会議で審議した事例について、市民後見人候補者名簿登録者のうち誰が適任であるかは、市及び市民後見人候補者の様子を知っている社協で協議する場を設け、決定する。（成年被後見人等との年齢差、候補者の性別、候補者自身の健康状態等を踏まえ検討する。）
法人後見から引き継ぐケースについては、法人後見運営委員会で推薦候補となる市民後見人候補者を決定する。
- ⑥選定した市民後見人候補者に対し要綱第11条に定める様式により受任意向を確認する。
- ⑦家庭裁判所へ市民後見人候補者を推薦する。

- イ 受任形態 ・市民後見人＋後見監督人（久留米市社会福祉協議会）
（平成31年3月31日 福岡家裁成年後見センター発出の通知より）
- ウ 報酬 ・市民後見人、後見監督人の報酬請求はできるものとする

3 協議事項

- ・市民後見人に求められる資質（面接の評価内容）について。
- ・今後担い手を確保していくために必要であると考えられることについて。